事務事業評価票［市単独補助金］　令和　4　年度

担当課	農林課

基本事項	補助金（事業）名	地域農業活性化支援事業補助金	整理番号	1408
	根拠法令等	島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱 地域農業活性化支援事業費補助金交付要綱	実施を義務付ける規定	○ あり　◉ なし
	関連する市勢振興計画の基本計画	目標：基本目標３　賑わいと活力を興すまちづくり 施策：施策3-1 自然の恵みを供給するまち	予算科目：6 款 1 項 3 目 区分：奨励・助成	◉継続　○新規

事業の概要等	補助金交付の対象（団体名等）	新規就農者及び認定農業者で組織する団体	実施期間	始期	平成	25	年度から
				終期	令和		年度まで
	事業の背景及び概要（現状、課題）、または交付団体の活動目的、活動内容など	本市において農業は基幹産業の一つであり、農業振興地域内では国、県等の補助事業を活用し、農業の振興を図っているが、農業振興地域外においては、国の補助事業では対象外となり、県の補助事業についても事業採択を受ける事が困難であり、この地域における農業の振興は、本市の課題の一つである。 また、近年のICT技術等の活用は、農業分野においても重要な技術の一つであるが、現行の国、県の制度は高度なICT技術等の利活用が要件となっており、ICT技術等に不慣れな農業者が国、県の制度を活用することは、困難であることから、ICT技術等への初歩的な支援を行うことは、本市の課題の一つである。					
	目指す成果 〈交付対象団体等をどのような状態にしたいのか〉	農業振興地域外において、担い手の規模拡大や農作業の効率化・省力化を進めるとともに、本市の農業分野においてもICT技術等の導入を支援し、農業経営の安定と地域農業の活性化を図る。					
	補助金交付内容等 〈積算基礎等〉	①農業振興地域外の農地が８割以上を占める認定農業者や新規就農者の経営改善に必要な農業用機械等の導入を支援 補助率：３０％以内 ②認定農業者や新規就農者の農作業の効率化に必要なICT技術等を活用したスマート農業用機械等の導入を支援 補助率：３０％以内 ③近年需要が増加している農業用ドローンの操縦技能認証を取得するための経費の一部を支援 補助率：５０％以内					

事業費等の推移

区分＼年度		30 年度 実績	31 年度 実績	2 年度 実績	3 年度 実績	4 年度 予算額
補助金交付額(千円)		923	433	791	622	950
① 団体等事業費（千円）		3,077	1,444	2,637	1,562	
②歳入内訳（千円）	会費等	2,154	1,011	1,846	940	
	前年度繰越金					
	市補助金	923	433	791	622	950
	その他の助成金					
	その他雑収入					
次年度繰越金（②－①）		0	0	0	0	―

3 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）（単位：千円）

項目	金額	項目	金額
農業用機械導入費（farmoイチゴ用）	237		
農業用ドローンの操縦技能認証を取得するための経費の一部を支援	231		
農業用ドローンの操縦技能認証を取得するための経費の一部を支援	154		

補助金の使途についての特記事項等	

◎1次評価（自己評価）

○視点別分析

視　　点	現 状 分 析	説　　明
① 助 成 事 業 の 効 果	◉ 意図した効果があがっている ○ ある程度効果がある。 ○ あまり効果がない ○ 分析できない ○ 事業効果は後年度	令和３年度に関しては、スマート農業技術のとりかかりとなる農業用機器の導入の支援を行っており、今後、地域への波及が期待される
② 市 の 関 与 の 必 要 性	◉ 必要性は薄れていない ○ 少し薄れている ○ 薄れている ○ 不明 ○ 該当しない	本市農業の振興をさらに図るため、今後も市の関与が必要である。
③ 団 体 の 事 業 内 容 や 助成の在り方等の見直し 必要性	◉ 見直しの必要はない ○ 検討の余地はある ○ 見直しの必要あり	交付要領で事業の採択要件や補助率を定めており、見直しの必要性はないと考えられない。

○総合評価と今後の方向性

総　合　評　価	判　定	◉ A　継続(特段の見直しは行わない) B　見直しのうえで実施 ○ B1 事業規模の拡大　○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善　○ B4 その他の見直し 休止･廃止の具体的方向性 ○ C　休止（隔年実施など）→（　　） ○ D　廃止（終期の設定も含む）→（　　）
	判定理由	新規就農者や担い手農家の経営安定、地域農業の活性化を図るため継続して事業に取り組んでいくことが必要である。
今後の課題と見直しの方向性（総合評価判定がB1～B4の場合）	課　題	
	見直しの方向性	

◎2次評価

判　定	A1特段の見直しを行わず、現行のまま継続
備　考	国や県の補助要件とのすみ分けもできており、農業振興に寄与している。今後も先進技術の普及により本市農業の競争力強化につなげてもらいたい。

◎3次評価

判　定	
備　考	

評 価 結 果 を 踏 ま え た 次 年 度 予 算 へ の 反 映 状 況　（☑）

☐ 補助額の削減　☐ 補助額の増加　☐ 補助の休止若しくは廃止　☑ 現状維持　⇒　予算措置額の増減　0 千円

備考	